

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		道路の占用の変更許可
根拠法令及び条項		道路法第32条第3項
所管部課係名		インフラ整備部道路管理課管理係
審査基準	関係条項	新座市道路占用規則第12条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>【根拠条文】 道路法 第三十三条 [略] 2 [略] 3 第一項の規定による許可を受けた者(以下「道路占有者」という。)は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び新座市道路占用規則第12条による。</p> <p>新座市道路占用規則 (住所、氏名等の変更) 第12条 道路占有者は、住所、氏名又は名称若しくは代表者を変更した場合は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	1週間
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)